

税関って何をしているところ

関税法からみた税関の業務

説明：公益財団法人日本関税協会
東京支部事務局長 長谷川 隆雄

公益財団法人日本関税協会

日本関税協会は1949年（昭和24年）に設立され、73年間にわたり、我が国の関税政策・関税制度の確立、税関行政の円滑・適正な運営に協力するため、貿易と関税に関する各種事業を展開してきました。

また、2011年（平成23年）には公益財団法人として組織を改めて再スタートしました。

財務省関税局・税関当局の協力を得ながら、貿易と関税に関する公益事業を行っています。



本日のお話

1.	税関とは	9.	事前教示制度
2.	外国貿易船等の入出港	10.	輸入禁止貨物
3.	保税地域		社会悪物品
3-1.	保税運送		その他の輸入禁止貨物
4.	通関手続き		知的財産侵害物品
	輸出通関	11.	輸入事後調査
	輸入通関	12.	AEO制度
	その他	13.	申告官署自由化
5.	関税率表	14.	通関業
6.	関税分類	15.	不服申立て
7.	関税評価		
8.	原産地規則		
	EPAの原産地基準		
	原産地手続		

1.税関とは

- 税：関税等の徴収（徴税官庁）
- 関：水際の実地（取締官庁）



税関
Japan Customs

税関のロゴマーク

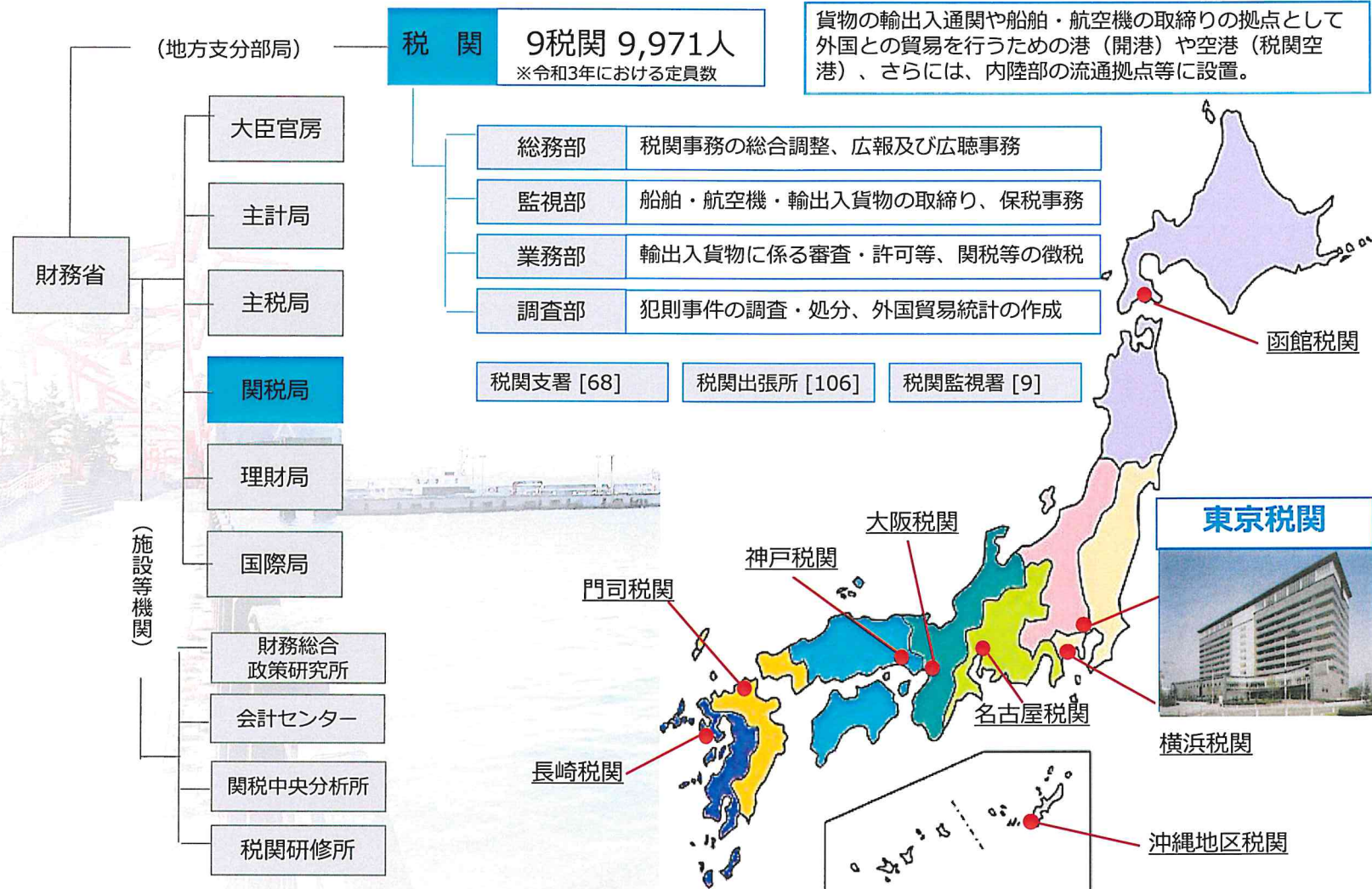
税関ホームページから

- 1853年（嘉永6年6月）にペリー浦賀に来航
- 1858年（安政5年6月）日米修好通商条約締結
- 1859年（安政6年6月）箱館、神奈川、長崎に「運上所」設置
- 1872年（明治5年11月28日）に「税関」が誕生 11月28日は、「税関記念日」
- 2022年（令和4年11月28日） 税関150周年

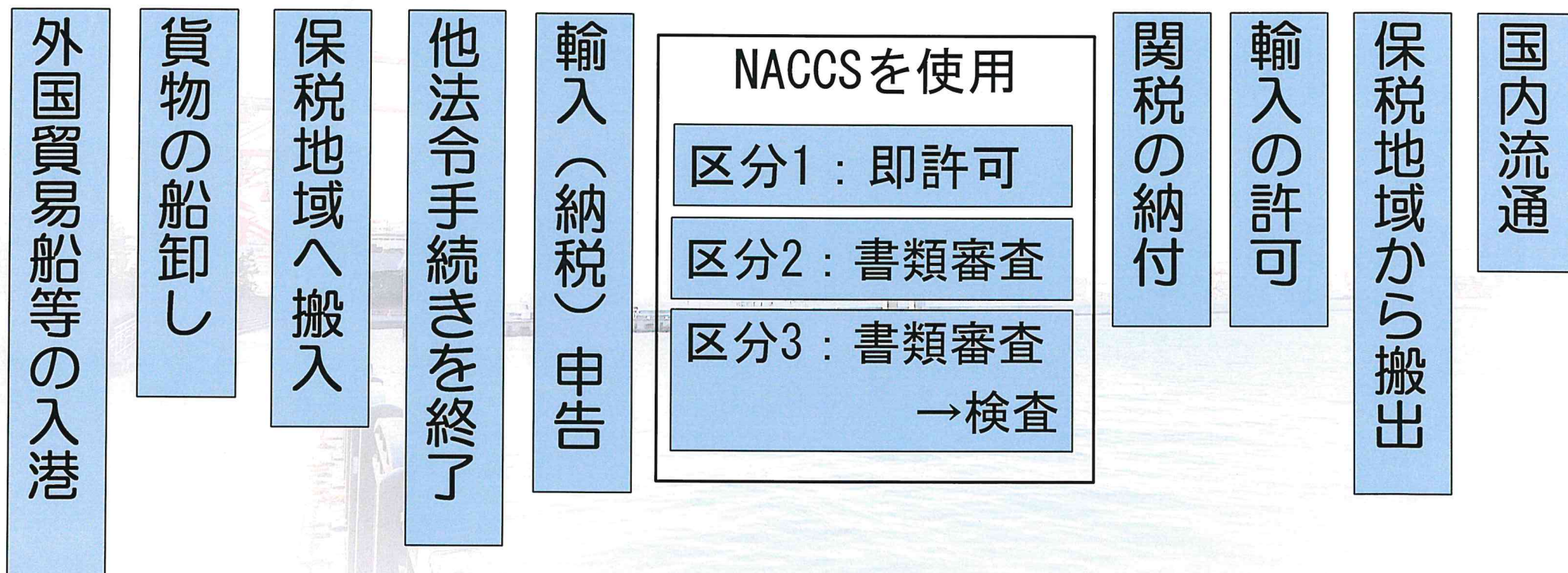
- 関税局：関税政策の企画・立案
- 税 関：法律の執行

- 関税3法：関税法、関税定率法、関税暫定措置法

財務省・税関の組織



輸入通関の流れ



2.外国貿易船等の入出港

○開港制度

▼外国貿易船等は、開港又は税関空港に入出港

○日本の税関に報告

▼コンテナ貨物：船積港を出港する24時間前に積荷情報等

▼航空機：入港する3時間前に積荷や旅客情報等

○交通等の制限

2.外国貿易船等の入出港

コンテナ船「ONE COMPETENCE」

総トン数：87,000トン

コンテナ積載数：8,110TEU



2.外国貿易船等の入出港

ガントリークレーン（22列対応）

中央防波堤外側コンテナふ頭 Y2コンテナターミナル（令和2年3月オープン）



3.保税地域

○輸出入手続きが完了するまで蔵置

○倉主責任と記帳義務により自主管理制に移行

○保税地域の種類

▼指定保税地域：国、県等が所有する場所で公共的な性格

▼保税蔵置場：民間企業の土地、施設等を対象に許可

▼保税工場：外国貨物を原料として製造。機内食、乳製品等

▼保税展示場：博覧会場や見本市会場。東京モーターショー等

▼総合保税地域：蔵置、加工・製造、展示・使用を全て出来るの。
中部国際空港等

3.保税地域

○倉主責任とは

- ▼保税地域にある外国貨物が
- ▼亡失し、又は滅却されたとき
- ▼被許可者に関税納付義務を課すもの

○記帳義務とは

- ▼貨物管理者は、保税台帳を設け
- ▼外国貨物又は輸出しようとする貨物について
- ▼品名、数量等を記載するもの
- ▼保税台帳は2年間保存

3.保税地域

▼保税蔵置場の記帳事項＝関税法施行令第29条の2第1項

1号 搬入	2号 貨物取扱 ・ 内容点検 ・ 改装、仕分け ・ 簡単な加工等	3号 蔵入承認	4号 輸入許可	5号 輸入許可前引取承認
				6号 見本一時持ち出し
				7号 外国貨物の搬出（保税運送、輸出貨物等）

▼NACCS民間管理資料の帳簿利用

海上貨物	航空貨物
G01 輸入貨物搬出入データ（週報/月曜）	S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）
G02 輸出貨物搬出入データ（週報/火曜）	S14 航空輸出貨物搬出入データ一覧（日報/毎日）
G05 貨物取扱等一覧データ（週報/火曜）	T19 航空輸入貨物搬出入データ（日報/毎日）
	T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ（日報/毎日）

3-1.保税運送

○国内にある外国貨物を外国貨物のまま運送

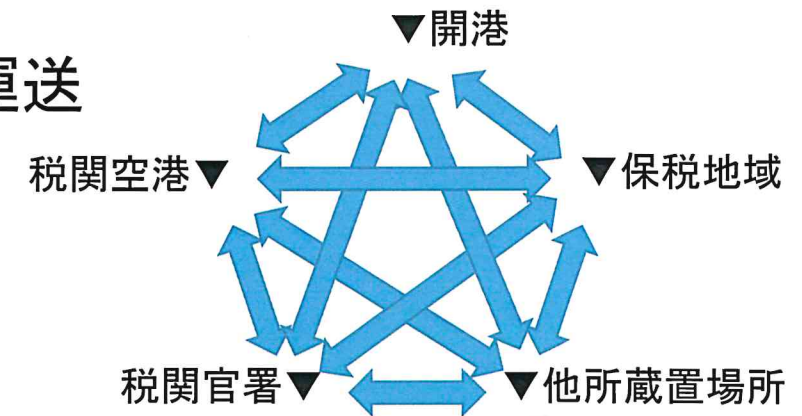
○運送の種類

▼個別運送

▼包括運送：一括して運送承認を受ける

○期間内に到着しない場合は関税が徴収される

○特定保税運送者（AEO保税運送者）



4.通関手続き

○輸出入申告は、輸出入者に課された義務

- ▼申告者＝貨物の輸出者又は輸入者
- ▼申告先税関＝貨物の蔵置場所を管轄する税関長
- ▼申告の時期＝保税地域に搬入後
- ▼申告の受理＝税関が受理した時点で効力を生じる
- ▼提出書類＝インボイス（仕入書）など

○関税関係法令以外の法令（他法令）による輸出入規制

4.通関手続き 輸出通関

○輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すこと

○輸出申告書

▼貨物の品名、数量、価格、仕向人、積載船名等を記載

なお、価格は、輸出港における本船甲板渡し（FOB）価格

▼区分1となったものは、関係書類の提出は不要

○輸出に関するAEO事業者

▼特定輸出者

▼認定製造者

4.通関手続き 輸出通関

▼対世界の主要輸出品の推移 (税関ホームページから)

	2000年 51兆6,542億円	2010年 67兆3,996億円	2020年 68兆3,991億円	参考 2019年 76兆9,317億円
第一位	自動車 6兆9,301億円	自動車 9兆1,741億円	自動車 9兆5,796億円	自動車 11兆9,712億円
第二位	半導体等電子部品 4兆5,758億円	半導体等電子部品 4兆1,528億円	半導体等電子部品 4兆1,553億円	半導体等電子部品 4兆60億円
第三位	事務用機器 3兆942億円	鉄 鋼 3兆6,754億円	自動車の部分品 2兆9,124億円	自動車の部分品 3兆6,017億円
第四位	科学光学機器 2兆6,257億円	自動車の部分品 3兆833億円	鉄 鋼 2兆5,737億円	鉄 鋼 3兆740億円
第五位	自動車の部分品 1兆8,642億円	プラスチック 2兆3,360億円	半導体等製造装置 2兆5,172億円	原動機 2兆7,279億円

4.通関手続き 輸入通関

○輸入とは、外国から本邦に到着した貨物を、本邦に引き取ること

○輸入（納税）申告書

▼納税申告：HSコード、税率・税額等

▼引取申告：品名、数量、価格、原産地、仕出人、積載船名等

▼NACCSで区分1となったものはインボイスの提出が不要

○貨物を保税地域に搬入する前に申告ができる特例

▼NACCSで予備申告し検査不要となったもの

▼AEO輸入者、AEO通関業者が行うもの

○輸入の許可

▼場合によっては、貨物の検査を受ける

▼有税品の場合は、納税する

4.通関手続き 輸入通関

▼対世界の主要輸入品の推移 (税関ホームページから)

	2000年 40兆9,384億円	2010年 60兆7,650億円	2020年 68兆101億円	参考 2019年 78兆5,995億円
第一位	原粗油 4兆8,189億円	原粗油 9兆4,059億円	原粗油 4兆6,464億円	原粗油 7兆9,690億円
第二位	事務用機器 2兆9,042億円	液化天然ガス 3兆4,718億円	液化天然ガス 3兆2,051億円	液化天然ガス 4兆3,498億円
第三位	半導体等電子部品 2兆1,399億円	衣類・同付属品 2兆3,283億円	医薬品 3兆1,973億円	衣類・同付属品 3兆2,045億円
第四位	衣類・附属品 2兆1,154億円	半導体等電子部品 2兆1,360億円	通信機 2兆8,503億円	医薬品 3兆919億円
第五位	魚介類 1兆6,501億円	石炭 2兆1,107億円	衣類・同付属品 2兆7,237億円	通信機 2兆8,463億円



現在位置: ホーム > 東京税関 Tokyo Customs

トピックス

【おすすめ動画】



鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

鉄拳×税関

特急「令和3年分 成田空港貿易概況(速報)」を掲載しました。
高床原産地関税承認門における相談等への対応について(RCEP協定発効への対応) [\[PDF\]](#)
通関関係書類のバーコード化関係資料の一部を更新しました
東京税関 情報ひろば再開のお知らせ [\[PDF\]](#)
税関ホームページリニューアルのお知らせ
車寄留通関
税関に「税関チャットボット」(税関手続きの質問に対する自動回答システム)を導入されました。
税関手続きに関する窓口での相談内容の問い合わせ(西協力依頼) [\[PDF\]](#)
税関に「税関の名を冠したさまざまな書類・メールや照り込み封筒」にご注意くださいを要領しました。
「ストップ金室結」緊急対策

東京税関の
貿易統計

新着情報

2月28日	その他	税関における新型コロナウイルス感染症患者の判明について(令和4年2月28日更新)
2月25日	採用	臨時職員等募集のお知らせを更新しました。
2月21日	その他	保税蔵置場の新規許可及び許可期間更新の公告を更新しました。
2月17日	統計	成田空港・羽田空港貨物取扱量2022年1月分を掲載しました。
2月17日	統計	東京税関貿易概況(1月分)を掲載しました。
2月17日	統計	東京税関貿易年表(令和2年)を掲載しました。
2月17日	採用	官庁オープンデータのお知らせ
2月16日	その他	保税展示場の特例について
2月14日	採用	非常勤職員募集のお知らせ
2月9日	その他	通関業務所の新設の許可の公告を掲載しました。

過去の最新情報一覧へ

東京税関なら1

2月17日	東京税関貿易概況(1月分)を掲載しました。
2月17日	東京税関貿易年表(令和2年)を掲載しました。

運用案内

東京税関の紹介
東京税関の管轄・領域
東京税関の歴史
所在地案内

公示・公告等
公示・要領
東京税関の関連情報
外国為替相場(通知後の換算)

東京税関の貿易統計

税関手続きのご案内

所管法令等一覧
旅行関係重要
一般又は簡易相談
よくある質問(FAQ/FAQ/FAQ)

お問い合わせ先

お問い合わせ先

公開電話番号

その他

現在位置: ホーム > 東京税関 > 貿易統計

東京税関貿易統計

東京税関管内の貿易統計についてのデータを提供しております。ご覧になりたい場所のポイントをお知らせください。

お知らせ

東京税関貿易概況(2022年各月、上半期)

東京税関貿易概況(2021年各月、上半期)

東京税関貿易概況(年分)

特集等

特集

令和3年分 成田空港貿易概況(速報)



令和4年1月20日(木)
東京税関



最新の特集は上の画像をクリック！

成田空港生鮮貨物輸入動向(年分)

成田空港・羽田空港貨物取扱量(速報)

新潟税関支署貿易概況(速報)

酒田税関支署貿易概況(速報)

本資料を他に転載する場合には、必ず東京税関の資料による旨を注記してください。

財務省貿易統計 <https://www.customs.go.jp/touhou/> で、全国及び各税関の港別の輸出入通関実績が閲覧、検索できます。

4.通関手続き その他

○国際郵便物も輸出入貨物

▼通常郵便物、国際小包(最大30キロまで)、EMS (国際スピード郵便)

▼価格が20万円以下のものは、簡易手続きで通関

○旅客の携帯品や別送品等は、簡易手続きで通関＝旅具通関

▼課税価格の合計が30万円程度以下のものが対象

▼税関検査場電子申告ゲート (略称: Eゲート)

＝成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港

○NACCS＝輸出入・港湾関連情報処理システム

▼船・航空会社、荷主、通関業者、銀行、税関等官庁が利用

税関検査場電子申告ゲート①



7 空港で電子申告ゲートを運用。

成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、
中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港

電子申告ゲートは人・人接触を軽減するものであり、ICAO（国際民間航空機関）及び IATA（国際航空運送協会）は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、電子申告を推奨しています。感染症対策のためにも、ぜひ、電子申告ゲートをご利用ください。

事前に！ アプリを使ってスマホで簡単に申告



スマートフォンに「税関申告アプリ」をダウンロードして、案内にしたがって入力すると「携帯品・別送品申告書」を作成できます。入力が終了するとQRが作成されます。



税関検査場で！ ゲートをスピーディに通過



必要なのはパスポートとQR

日本の空港の税関検査場に設置された電子申告端末で、パスポートとアプリで作成した QR を読み取らせることにより「携帯品・別送品申告書」の提出が完了します。その際、ゲート通過のときに必要となる顔認証用の写真を撮影します。

※端末にアルコール消毒液を用意していますので、
端末使用前後の手指消毒をお願いします。



ゲートは顔認証で通過

電子申告端末での手続きが完了したら、そのままゲートをスムーズに通過できます。

※ 税関職員による検査を受ける場合があります。

※ 顔認証のために撮影された写真は、ゲート通過後、すぐに消去されます。

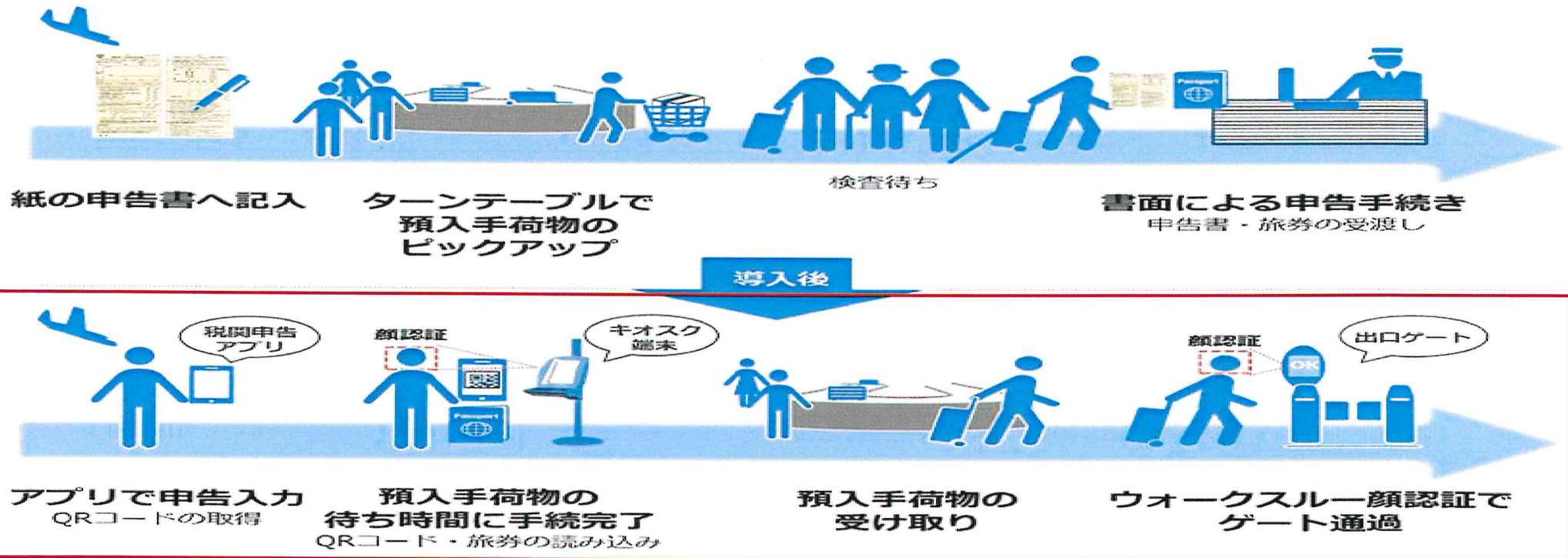
※ 免税範囲を超えた携帯品や別送品の申告等がある場合は、
税関職員のいる検査台に案内されます。

不明な点は空港内の税関職員にご確認ください。

税関イメージキャラクター「カスタム君」

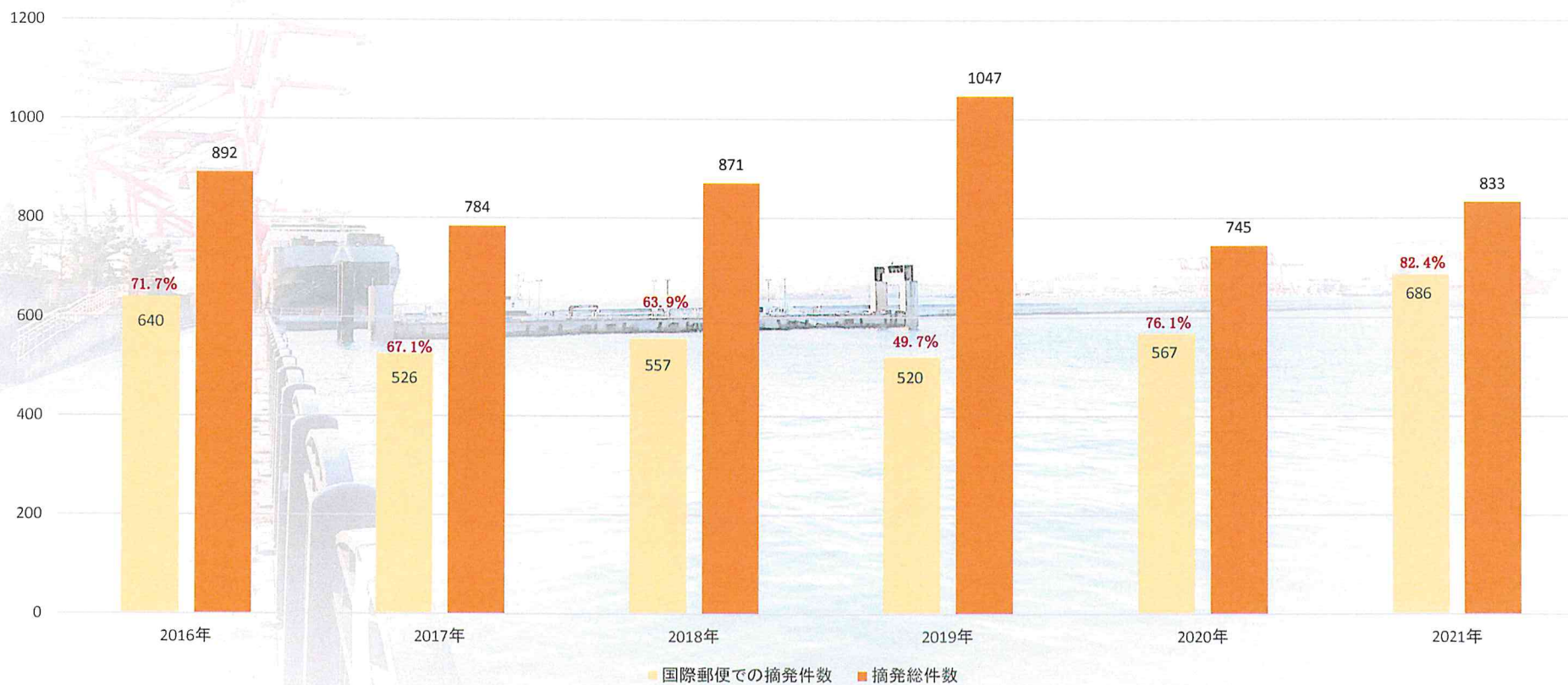


税関検査場電子申告ゲート②



4.通関手続き その他

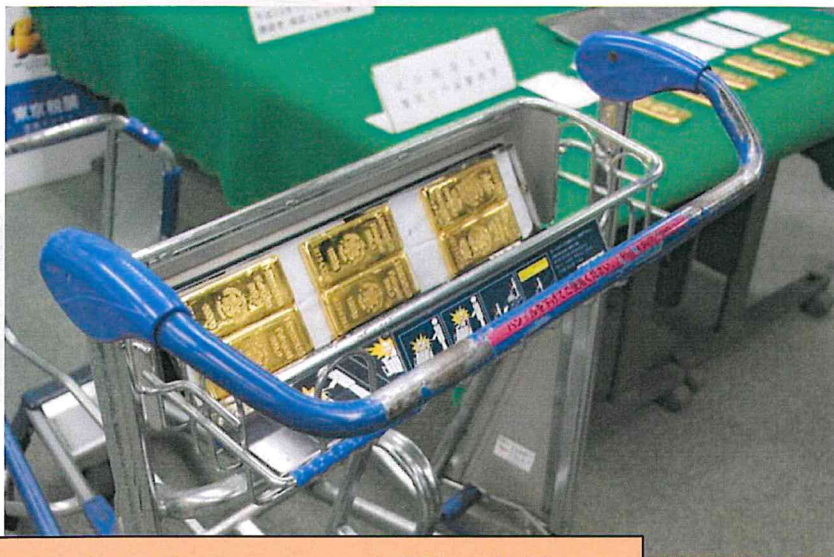
▼国際郵便を利用した密輸入事件の件数 (税関ホームページから)



4.通関手続き その他

▼旅客による密輸入事件

(税関ホームページから)



金地金18キロ 密輸入事件
平成29年10月 成田税関支署

覚醒剤1.5キロ 密輸入事件
平成30年10月 羽田税関支署



象牙等の密輸出事件
令和元年7月 成田税関支署



5.関税率表

○輸入される貨物は関税率表のいずれかに分類される

▼関税定率法第3条別表に規定

○課税標準による種類

▼従価税率、従量税率、差額税率、スライド税率など

○制定による種類

▼基本税率、暫定税率、特惠税率、協定税率など

○適用の順位

- ①EPA特惠税率 ②一般特惠税率 ③WTO協定税率
④暫定税率 ⑤基本税率

6.関税分類

- 物品が、関税率表のどの税番に該当するか特定する作業
- 関税率表の解釈に関する通則

▼項の決定

通則 1 : 項の規定、部又は類の注の規定に従う＝基本原則

通則 2 : 物品には、未完成なもの、組立てていないものを含む

通則 3 : 最も特殊な限定をしている項が優先する

通則 4 : 以上で決定できないときは、最も類似の物品の項による

通則 5 : 特定の物品を収納する容器が、
物品とともに提示される場合は、物品に含める

▼号の決定

通則 6 : 項のうちいずれの号に属するかは、

号の規定、注、前記の原則を準用する

6.関税分類

▼どちらに分類しますか？



魚介類の調整品

1605. 55-990 基本税率 9.6%

小麦粉の調整品

1905. 90-329 WTO協定税率 21.3%

7.関税評価

○課税価格を法律の規定に従って決定すること

○原則的な課税価格の決定方法

▼現実支払価格と加算要素

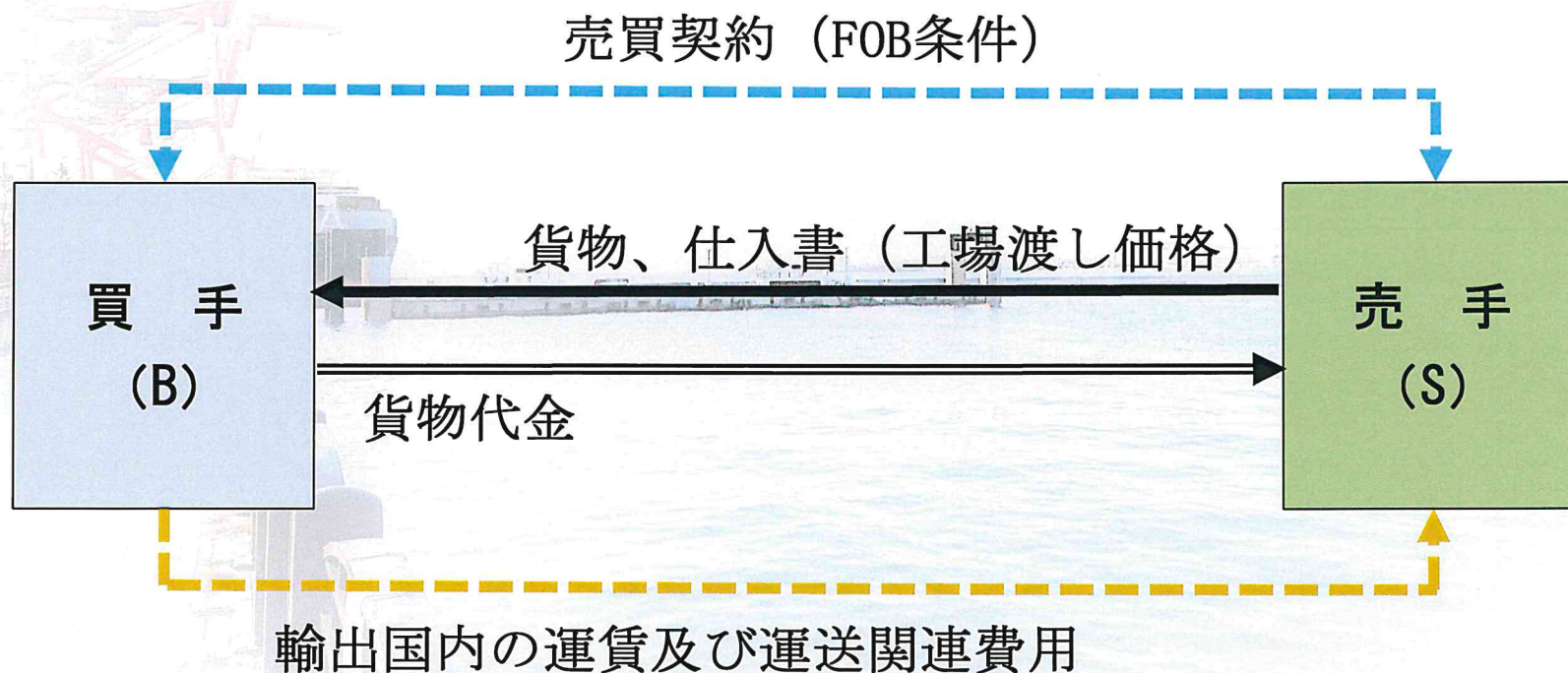
輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、買手により売手に対し又は売手のために、その輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格に、この価格に含まれていない運賃等の額を加えて、課税価格を計算する方法

▼通常、仕入書に表示されている価格

▼買手と売手との間に特別な事情がないこと

7. 関税評価

▼仕入書価格とは別に支払う輸出国内の運賃等は
課税価格に含まれますか？



7.関税評価

○加算要素

- ▼輸入港までの運賃等
- ▼仲介料その他の手数料、容器の費用、包装に要する費用
- ▼無償提供等の物品及び役務の費用
- ▼権利等の使用の対価
- ▼売手帰属収益

○特別な事情

- ▼輸入貨物の処分及び使用について制限がある場合
- ▼抱合せ販売等、課税価格決定が困難な事情がある場合
- ▼売手に帰属する収益が明らかでないとき
- ▼買手と売手に特殊関係があり取引価格に影響を与えている場合

7.関税評価

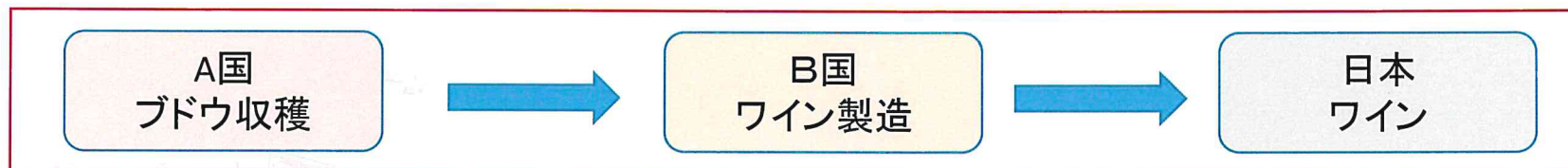
○原則的な課税価格の決定方法以外の方法

- ▼同種又は類似の貨物の取引価格による課税価格の決定方法
- ▼国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定方法
- ▼特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定方法

○課税価格の決定の特例

- ▼変質又は損傷に係る輸入貨物
- ▼航空運送貨物
- ▼輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物

8.原産地規則



○原産地基準：当該国の原産地と認められる基準を規定

○原産地手続き：特惠税率の適用や証明手続きを規定

○特惠原産地規則

▼EPA特惠税率を適用するための規則

▼一般特惠（GSP）税率を適用するための規則

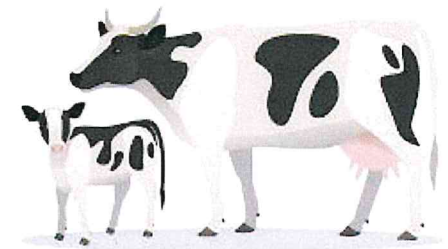
○非特惠原産地規則

▼WTO協定税率、不当廉売関税、原産地表示等特惠税率以外

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○完全生産品

例：生きている動物であって、当該締結国内において生まれ、かつ、育成されたもの



○原産材料のみからなる生産品



8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品

<関税分類変更基準>

「大きな変化が起こっている」ということは、
材料と産品との間で関税分類番号が変わっているはず。

大きな変化

≡
実質的な変更

「大きな変化が起こっている」のだから、
その変化をもたらす加工工程を指定すれば良い。

<加工工程基準>

「大きな変化が起こっている」ということは、
費用が投入され、十分な価値が付加されているはず。

<付加価値基準>

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 関税分類変更基準

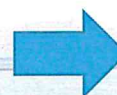
非原産品である材料の分類番号と、その材料から生産された産品の分類番号が異なる場合に変更



米国で大豆を収穫
大豆：12.01項



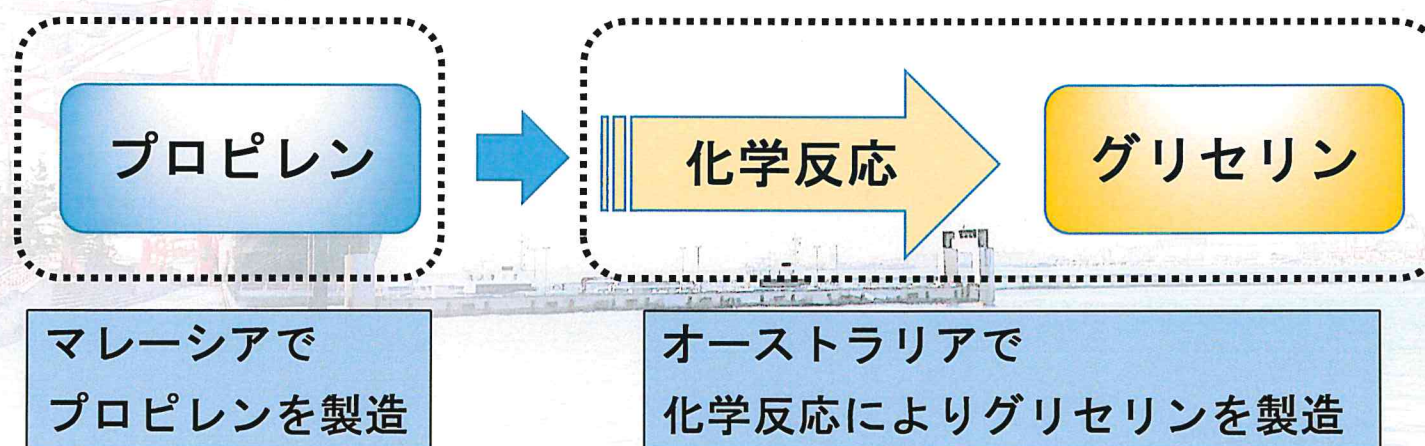
日本で醤油に加工
醤油：21.03項



輸入国：タイ

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 加工工程基準
締結国で、特定の加工工程が施されれば変更



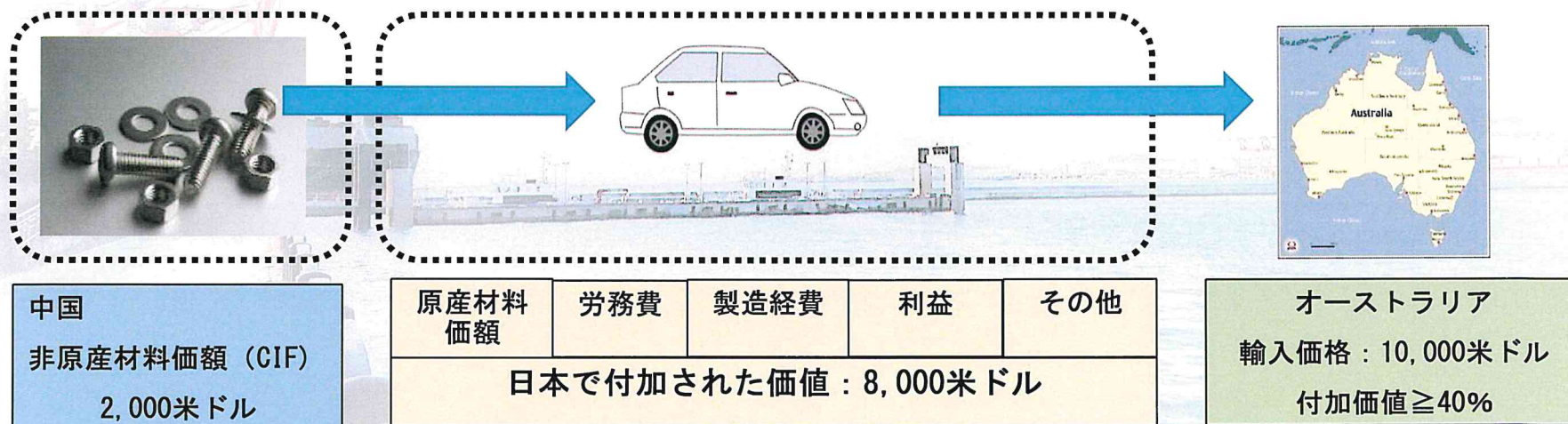
日豪・EPA グリセリン（2905.45）の品目別規則：

製造国において化学反応の工程（新たな製造の分子を生ずること）を経ていること。

8.原産地規則 EPAの原産地基準

○実質的変更基準を満たす産品 付加価値基準

締結国での生産により価値が付加され、付加された価値が基準値以上の場合に変更



産品の価額 (10,000) - 非原産材料価額 (2,000)

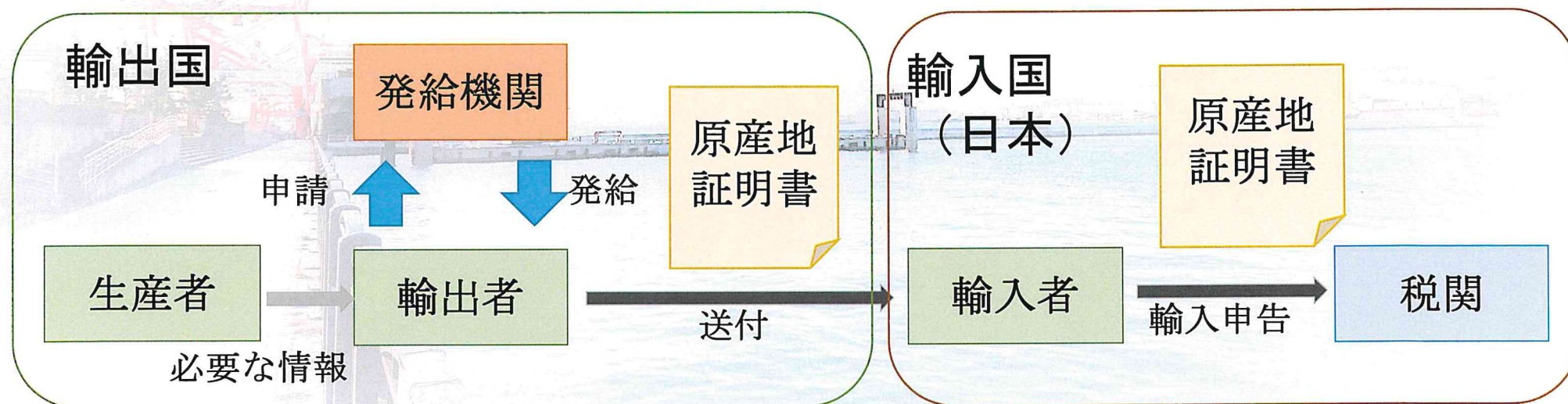
産品の価額 (10,000)

× 100 = **付加価値80%**

8.原産地規則 原産地手続き

○第三者証明制度

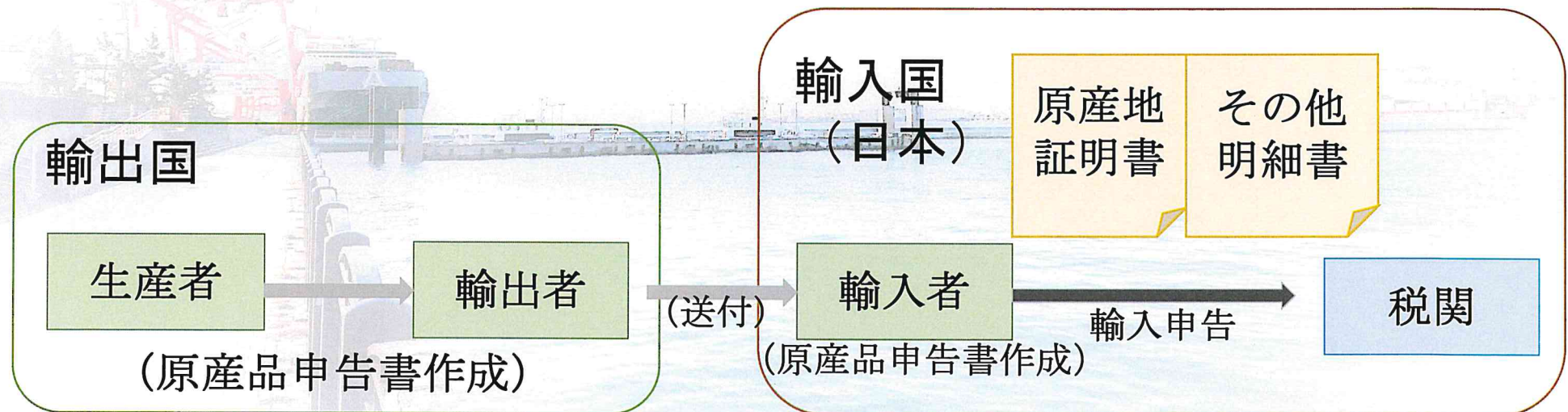
輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで証明する



8.原産地規則 原産地手続き

○自己申告制度

貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することで証明



8.原産地規則

○積送基準

原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

- ▼第三国を経由することなく原産国から輸入国に直送
- ▼第三国を経由する場合は、積卸し、蔵置等の作業のみ。
ただし、通し船荷証券などの提出が必要

○事後確認

輸入通関後にその貨物が各EPAの規定に基づき原産品であるか否か確認すること

- ▼輸入者にて確認できない場合は、輸出者等を確認する
- ▼確認できない場合は、特惠税率の適用が否認される

9.事前教示制度

○輸入を予定している貨物について、関税分類、関税評価、原産地規則、減免税等について、事前に照会し、回答を受けることができる

○文書又は口頭による回答

▼文書で照会し回答を受けると、輸入申告で尊重される

▼口頭又はインターネットでも照会可能。ただし、口頭等での回答内容は、輸入申告で尊重されない

○有効期限

▼文書による回答は、交付日から3年以内

▼税関ホームページで公開される

10.輸入禁止貨物

○社会悪物品

▼不正薬物：麻薬、覚醒剤、大麻、向精神薬等

▼銃器：けん銃、小銃等の他、けん銃部品

○その他の輸入禁止貨物

▼テロ関連物品

▼貨幣、紙幣等の偽造品、不正に作られた支払用カード

▼公安・風俗を害すべき書籍等

▼児童ポルノ

10.輸入禁止貨物

▼色々な薬物

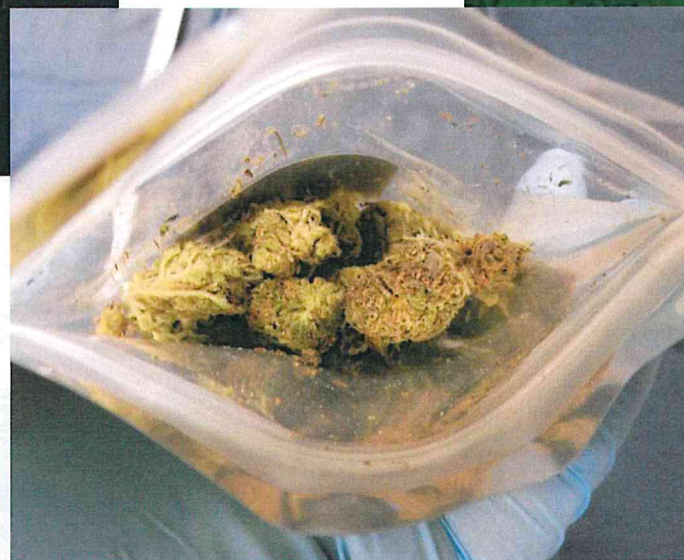
税関ホームページから



覚醒剤



MDMA

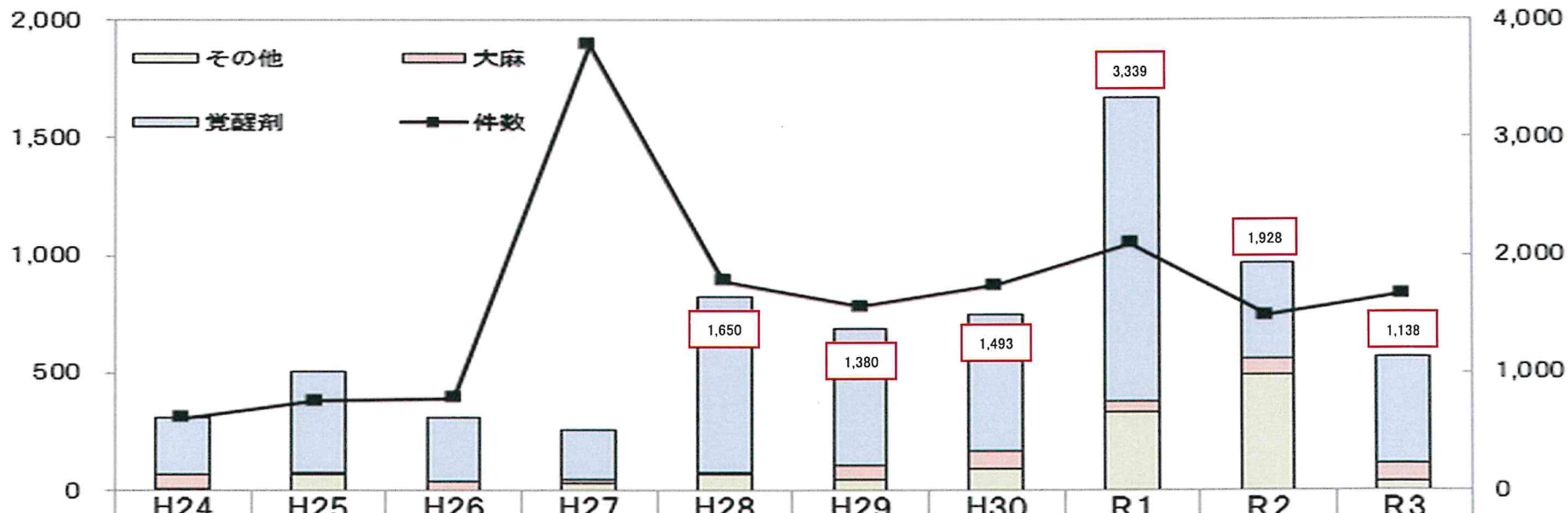


大麻草

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(摘発件数：件)

(押収量：kg)



覚醒剤	482	859	549	422	1,501	1,159	1,159	2,587	811	912
大麻	132	13	74	34	9	131	156	82	126	153
その他	11	135	6	66	140	90	178	670	991	73
合計	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493	3,339	1,928	1,138
件数	308	382	390	1,896	892	784	871	1,047	745	833
うち覚醒剤	141	154	174	83	104	151	169	425	72	95

(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定麻薬をいう。令和3年の数値は速報値。
令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。

10.輸入禁止貨物

○知的財産侵害物品

▼特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権、回路配置利用権、育成者権及び不正競争防止法で保護される物品

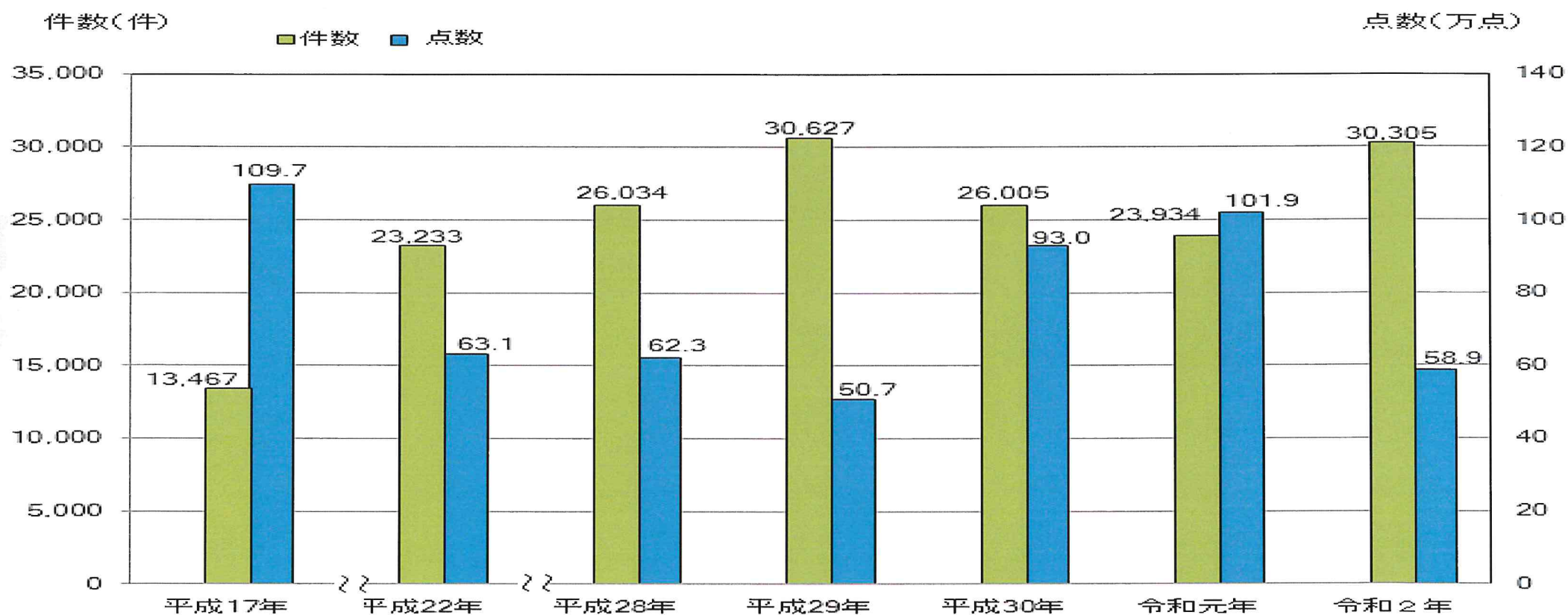
▼権利者は、自己の権利を侵害すると認められる貨物について、認定手続きをとるよう申立てすることができる

▼認定手続きとは、輸入者、権利者双方に意見を聞き、侵害に当たるか否か税関が認定する手続き

▼税関が疑義貨物を発見した場合は、認定手続きを行う

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

- ①100億円以上の経済損失阻止（年100万個の偽物を差止め）
- ②偽物の使用による健康被害や使用中の事故を防止



10.輸入禁止貨物 (税関ホームページから)

なぜニセモノを買ってはいけないの

- 1 経済への悪影響
- 2 犯罪組織の資金源に
- 3 健康被害

ニセモノを輸入したらどうなるの？

- 1 知的財産侵害物品と認定されると税関により没収されます。
- 2 悪質な場合は、「10年以下の懲役」もしくは「1,000万円以下の罰金」またはその両方に処されることがあります。

インターネットで購入すると、ニセモノが海外から送られてくることがあります。
この場合は、購入した者が輸入することになります。

11.輸入事後調査

○貨物の輸入通関後に、輸入者の事務所等を訪問し、当該貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを確認する税務調査

○輸入者は、品名、数量、価格等を記載した帳簿を備付け、取引関係書類を保存する

○納税申告が適正でなかった場合は、正しい申告の指導とともに修正申告の慫慂が行われる

令和2事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

- 715者(前事務年度比21.3%)の輸入者に対して事後調査を実施
- 申告漏れ等のあった輸入者は600者(前事務年度比22.0%)
- 申告漏れ等に係る課税価格は約603億7千万円(前事務年度比51.2%)
- 関税等の追徴税額は約67億円(前事務年度比57.4%)
- ⇒納付税額の不足が多かった品目
 - ①光学機器等、②電気機器、③機械類、④糖類、⑤織物衣類
 - これら5品目で、納付不足税額の総額の約65%
- ⇒申告漏れ等の事例
 - ①輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告
 - ②輸入者が提供した部材の金型費用の申告漏れ
 - ③非居住者からの委託を受けて輸入される貨物の申告誤り

12.AEO制度

○国際物流におけるセキュリティと貿易の円滑化を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化を図るもの

- ▼特定輸出者＝AEO輸出者
- ▼特例輸入者＝AEO輸入者
- ▼特定保税承認者＝AEO保税承認者
- ▼認定通関業者＝AEO通関業者
- ▼特定保税運送者＝AEO保税運送者
- ▼認定製造者＝AEO製造者

○AEO制度を有する二国間で相互承認することにより、双方でリードタイムが短縮できる

13.申告官署自由化（2017年10月8日施行）

○AEO輸出者やAEO輸入者、AEO通関業者等がする輸出入申告は、貨物の蔵置場所にかかわらず、いずれの税関長に対してもすることができる。



14.通関業

○通関業とは、業として「通関業務」を行うこと。

▼通関手続、不服申立て、税関への主張・陳述の代理、代行

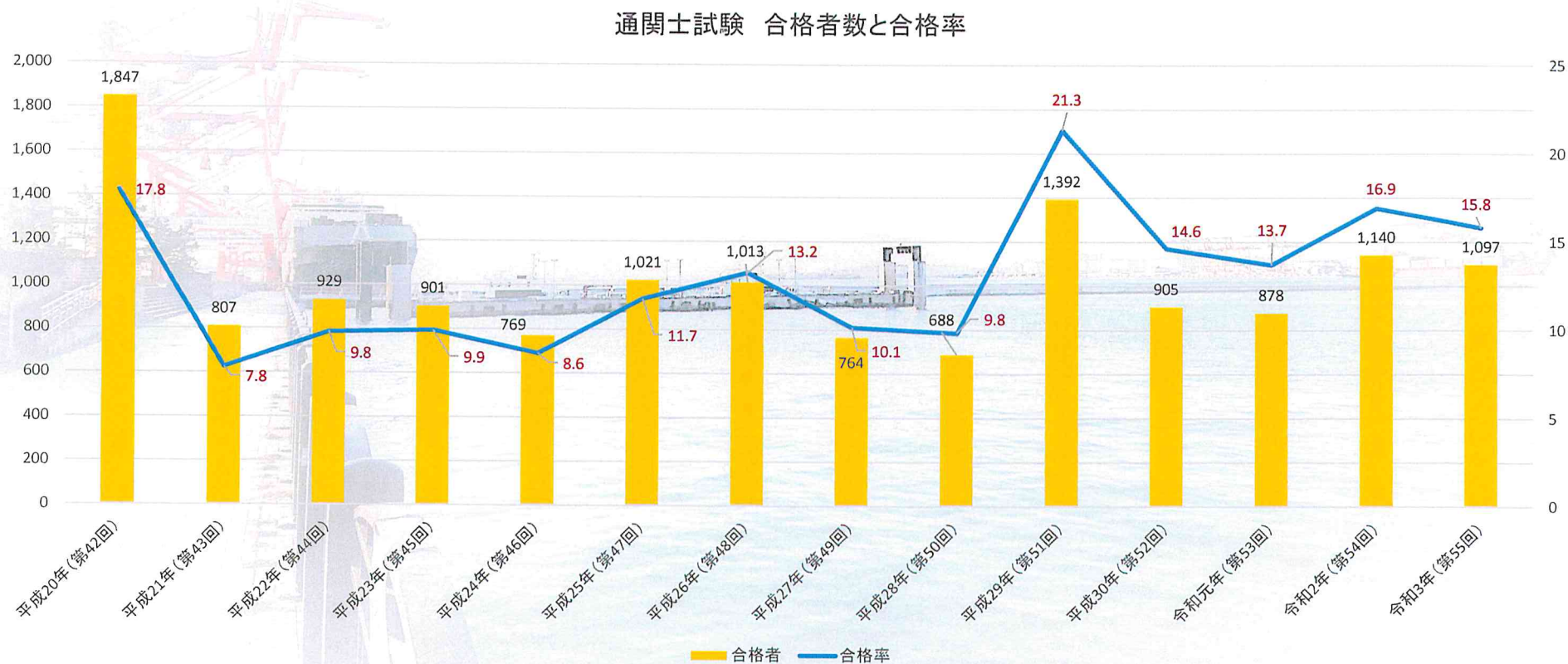
▼通関書類の作成

○財務大臣の許可が必要

○名義貸しの禁止、料金の掲示、秘密を守る義務が規定

14.通関業

○通関士となるためには、その資格要件として、国家試験である通関士試験に合格しなければなりません。



15.不服申立て

○税関の処分に不服がある場合は、再調査の請求をすることができる

▼権利又は法律上の利益を侵害された者

▼3カ月以内に

○適法性審査及び審理

▼適法性審査＝再調査の請求が適法にされているか確認

▼審理＝書面を原則とし、口頭で意見を述べる機会がある

○税関長が決定

▼却下：再調査の請求が適法ではない

▼棄却：再調査の請求に理由がない

▼認容：再調査の請求が正当である

最後に

ご清聴
ありがとうございました



- (公財)日本関税協会
- 東京支部 事務局長 長谷川隆雄

本資料の作成にあたり財務省・税関出典のものを利用させていただきました。